

平成26年3月

お客様各位

全日本印刷工業組合連合会
会長 島村 博之
鹿児島県印刷工業組合

消費税率引き上げに関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当組合加入事業所をご愛顧いただき、誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日より消費税率が8%に引き上げられますが、今後のお取引における当組合加入事業所の消費税率の取り扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

当組合加入事業所では、各種法令を遵守してまいりますので、貴社におかれましてもご理解ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、組合事務局まで、遠慮なくご連絡くださいますよう重ねてお願い申し上げます。
(事務局電話番号;099-222-1839)

敬具

お客様とのお取引における消費税率

納品日	消費税率
平成26年3月 31 日まで	5%
平成26年4月1日以降	8%

※平成26年3月 31 日までに印刷物を納品(資産の譲渡)した場合は、現税率(5%)となりますが、平成26年4月 1 日以降に印刷物を納品(資産の譲渡)した場合は、新税率(8%)を適用させていただきます。

以上